

高齢者へのサポートと遺産相続

桜美林大学大学院 老年学研究科教授

直井道子



なおい・みちこ

1944年生まれ。1967年東京大学文学部卒業、1972年東京大学大学院博士後期課程単位取得退学。人間科学博士（大阪大学）。東京都老人総合研究所社会研究室長、東京学芸大学教育学部教授を経て、2010年より現職。専門は家族社会学、老年社会学。著書に、『講座社会学11 福祉』（共著、東京大学出版会、2010）、『よくわかる高齢者福祉』（共編著、ミネルヴァ書房、2010）、

『学校教育の中のジェンダー』（共編著、日本評論社、2009）、『幸福に老いるために—家族と福祉のサポート』（勁草書房、2001）など多数。

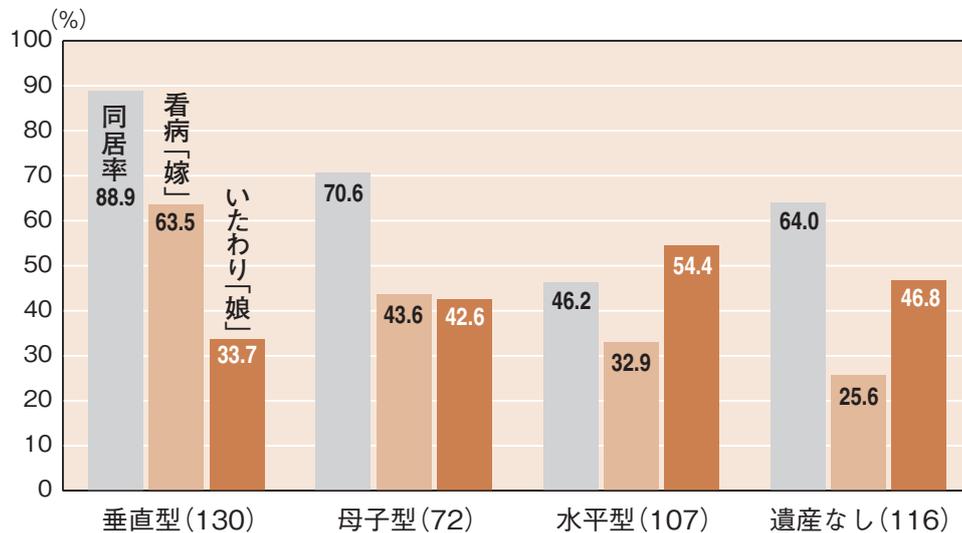
問題

戦前は、長男夫婦が同居して親の老後の世話をするかわりに親の遺産を単独相続することが当然であった。戦後の民法改正によってすべての子が扶養義務者となり、法定相続は子の中の均分となったが、その後も子どもの誰かひとりが親と同居して老親をサポートする習慣は、衰えながらも長く続いた。

ただし、近年の相続やサポートの実態については詳しいデータがない。とくに、高齢者と既婚子との同居率が2割程度（厚生労働省、2005）という現状で、別居子がどのように（単独か共同か）親をサポートしたのか、それとの関連で相続は単独だったのか、共同だったのか、などは、いずれも明らかではない。この小論では、このようないくつかの疑問を解明しつつ、子どもから高齢の親へのサポートと遺産相続の関連をあきらかにしたい。

この問題に関しては40-69歳の有配偶世帯主を対象とした先行研究がある（経済政策研究所、1991）。この調査の結果、土地を相続で取得した子は相続しなかった子よりも、親の生活費や日常生活をサポートする割合が高いことがあきらかになった。ただし、この調査には次の2点で問題があった。一つは調査対象が子どもであるので、高齢の親から見ても十分なサポートが得られたかがわからないこと。もう一つは、相続もサポートも、父母のどちらが先に亡くなったかによってその様相は異なるのに、これらを一緒に分析している点である。すなわち、現在の高齢者では遺産を多く持っているのは父であること、先に死んだ親にはその配偶者がサポートの担い手にも相続者にもなりうるが、あとに残った親については配偶者がいないことを考えると、分析は親（父、母）の死亡順別にケースを分けて行うべきだろう。以下の研究1はそのうち「父が先に死んだ母のケース」の分析結果である。

図1 不動産の相続型別〈同居率〉〈看病「嫁」比率〉〈いたわり「娘」比率〉



研究1 親としての高齢者を対象とした研究

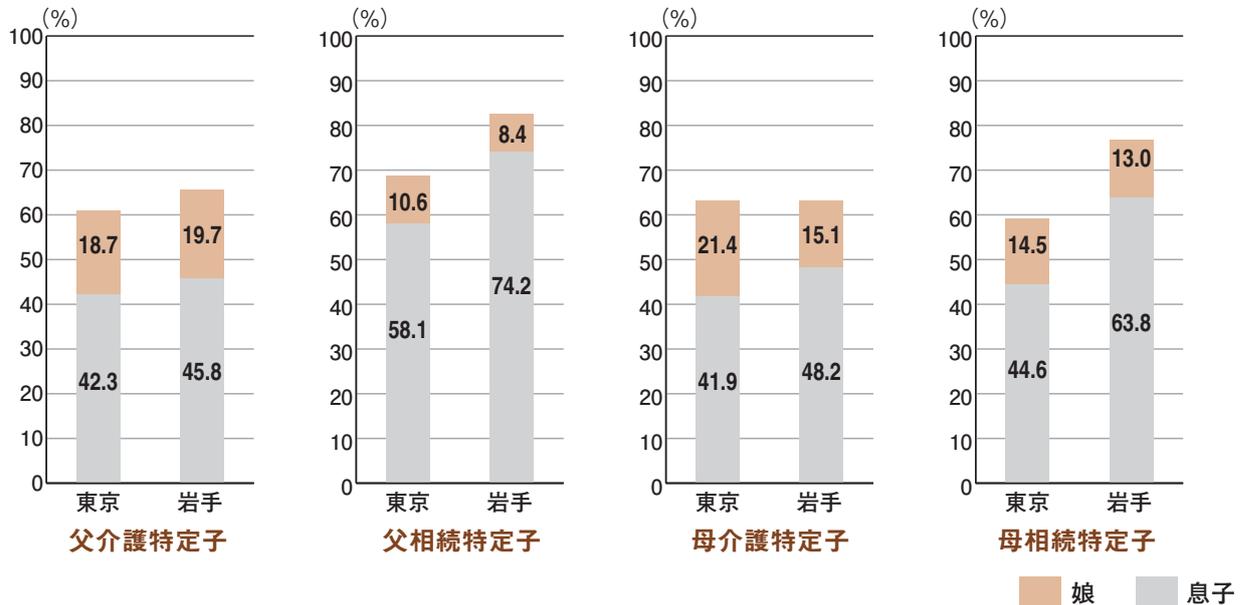
我々は分析対象を「60歳以降に夫と死別した、子どもを2人以上持つ母」とした(直井他、2006)。調査では相続については遺産総額のほとんどを占める居住用財産に限定して相続者を聞いた。サポートについては、1) いたわりや思いやりを示してくれる、2) 病気の時世話をあてにできる、3) 日頃の生活の中でちょっとした手助けが必要になったとき手助けしてくれる人の3種類について「最もよくサポートしてくれる人」を尋ね、子どもとその配偶者がこのうちいくつのサポートを行ったかをサポートの受領・期待得点とした。この点数が高いほど母は子どもから多面的にサポートを受けていることを意味する。

この得点を被説明変数として相続の相対的重要性を見るために重回帰分析を行った。説明変数はサポート研究のレビューから、a) 親側のサポート必要性に関する要因として、①母の年齢、②主観的健康感、b) 子供の側の要因として、③最も近くに住ん

でいる子との距離、④子の性別構成、⑤子の相続の有無の5変数を投入した。重回帰分析の結果、有意な関連があったのは3変数で、1) 年齢が高く、2) 子どもが近くに住み、3) 男女双方の子どもがいる母ほど多面的なサポートを受けていた。4) 子どもが相続したかどうかによって、サポートの受領期待得点に有意な差はなかった。子に相続させたからといってより多面的にサポートが得られるわけではないと結論づけられる。ただし、この分析だけでは実態が浮き彫りにならない感もあるので、図1でもう少し記述的に見ていく。

不動産が誰によって相続されたのかを4つの型にわけ、それぞれの型別に子との同居率、看病は「嫁」だとする比率、いたわってくれるのは「娘」だとする比率をそれぞれ3本の棒グラフで図1に示した。それぞれの型のケース数は()内に示している。ケース数は子のみが相続した垂直型が最も多く、ついで夫の不動産の遺産なし、母のみが相続した水平型、母と子で相続した母子型の順だった。子との同居率は垂直型相続の場合は9割近く、水平型相続では5割を割った。垂直型では嫁に看病を期待できる

図2 老親介護・相続における特定子（1人）の比率（父が先に亡くなった場合）



比率は高いが、いたわってくれるのが娘だとする比率は低い。水平型や遺産なしでは「いたわり娘」比率が高い。子が同居すれば母は多面的にサポートが得られると想定されるが、娘のいたわりは得られにくいことがわかる。

このグラフは、あくまで「相続の型」とサポートの一般的関連を示したもので、実際に相続をした子がサポートをしているのか、それ以外の子がサポートしているのかはわからない。そこでさらに、「遺産相続した子（その配偶者も含む）が親をサポートしたか」を調べた。3種類のサポートで大きな差異はなかった。「手助け」サポートについて数値を示しておく。最も多かったのは「相続しないがサポートした」41.2%で、この場合は娘の比率が息子より高い。ついで「相続した子がサポート」がおよそ3割で、ほとんど息子と嫁がサポートしている。「相続したと違う子がサポート」は半数以上が娘であった。すなわち、相続をしないのにサポートしている子がかなりおり、それは娘に偏っているといえる。

以上で最初に提起した問いの多くに答えたが、まだ同じ種類のサポートがどの程度子ども間で分担さ

れたのか、という問題が残っている。この点について我々がその後行った子ども側調査（直井・小川、2007）を元に補足しておこう。

研究2 子どもの立場からみた介護と相続の調査 — 複数の子どもの間での介護分担と相続 —

筆者はその後、父母双方からの相続経験を聞きたいと考え、父母が大体は亡くなる年齢層として60歳代を対象として、東京と岩手で調査を行った（直井・小川、2007）。この調査ではそれぞれの対象者が父、母の介護と相続にどうかかわったのかを聞くと同時に、対象者のきょうだいがどうかかわったのかも尋ね、老親介護・相続における子ども間の分担・分割をあきらかにしようとした。前述したように、父母のどちらが先に亡くなったかで状況が異なるので、ここでは父が先に亡くなった場合についての結果を報告する。（図2）

介護を特定の子でやったか、子の共同でしたかを集計すると、父の介護については、特定の子（夫婦）だけ（母とともに行った者も含む）がかかわったのが

東京で61.0%（内訳息子42.3%）、岩手で65.5%（内訳息子45.8%）で地域別に有意差はなかった。母の介護もほぼ同様で、東京でも岩手でも特定子介護が63.3%であった（内訳、息子東京41.9%、岩手48.2%）。

相続は、この調査では居住用不動産に限らずすべてについて聞いたが、父の場合、単独相続が東京で68.7%（うち息子58.1%）、岩手で82.6%（うち息子74.2%）で、介護の場合より「特定子一人」が高率であった。母の場合についても単独相続が東京59.1%（うち息子44.6%）、岩手76.8%（うち息子63.8%）であった。

これらから次のことを結論づけることができよう。1) 介護においても相続においても「子どもの共同」よりは特定子（1人の子ども）が多い。2) 特定子は娘より息子が多い。東京より岩手でその傾向が強い。なお、この特定子の大半は長男であること、「子どもが共同」の場合も長男が加わっているのが過半数であることを付記しておく。いまだに介護においても相続においても長男は特別の地位にあるというべきであろう。

介護と相続の関連を、すべての子どもを対象として見ると、全体の約6割が「介護も相続もしなかった」になる。ただし続柄別で異なり、長男だと「介護も相続もしなかった」は他の続柄の場合の約半分の31.6%しかなかった。34.6%が「介護し相続した」で、「介護し相続しなかった」の10.9%を加えると45.5%が介護をしている。やはり「長男が介護する」規範は衰えながらも生きて見えるように見える。

結語 これからの介護と相続

最後に、これからの介護と相続がどうなるのかについて考察しておく。上記の東京と岩手の差異や、本稿では触れなかった両親の死亡時期別の動向を加味すると、次のことが言えそうである。1) 日本の介護や相続は現状ではまだ「家制度の影響が濃厚な伝統型」の人が多く、長男夫婦が介護し、多くを相続する例が多い。2) ただし、東京や親の死亡時期が近年のケースでは、父の遺産は母が主に相続し、介護は子ども共同で、という形が少数とはいえ出てきた。これを「新しい老親介護と相続の型」と見てよいだろう。この場合は母子の同居率は低く、一人暮らし比率が増える。

現状では母のみ相続よりは母子で相続する型の方が多い。将来的には伝統型は減り、母の相続がもっと増えていくことはまちがいないが、母だけの相続が増えるのか、母子の相続が増えるのかはまだよくわからない。また母子の同居率は減るだろうが、母の死亡時の同居率がどの程度減るかもよくわからない。同居率の低下に伴って別居の娘の役割は上昇し、同居の嫁の役割は減少するだろう。ただし、子ども数の減少とともに、子どもの中での特定の子を選択することなど不可能になっていくのかもしれない。

【参考文献】

- 経済政策研究所 1991 相続の実態と家計の資産形成に与える影響に関する調査研究
- 厚生労働省 2005 国民生活基礎調査
- 直井道子 2006 子どもからのサポートと遺産相続 老年社会科学 vol.28 no.4
- 直井道子・小川晃子 2007 高齢者介護の子ども間分担と相続に関する研究（科学研究費報告書）